

ご存じですか？

# しょう きゃく し さん 固定資産税の償却資産は 所在市町村への申告が必要です

◇◆申告期限:毎年1月末日◆◇

〔期限が土曜日・日曜日の場合は  
翌月曜日が期限となります。〕

- 申告の義務がある方は、事業を行っている法人又は個人です。(※1)
- 該当資産がない場合や資産の増減がない場合も申告をお願いします。
- 廃業や解散をされた場合は備考欄にその旨を記入してください。
- 申告漏れなどの場合、資産の取得年により最大5年間遡って評価されます。
- 1月1日現在所有する償却資産を、**税務署への確定申告とは別に所在市町村へ申告してください。**

## 【償却資産とは?】

固定資産税の課税対象となるものには、土地・家屋のほか、償却資産があります。

償却資産とは、事業の用に供することができる有形固定資産(構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具・器具及び備品)で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。(自動車税・軽自動車税の対象となるものなどを除きます。)

### 飲食店

厨房設備、  
冷凍冷蔵庫、  
接客用家具など



### 工場

製造設備、  
受変電設備など



### 不動産賃貸業

門、塀、駐車場設備、  
外構工事、  
受変電設備など



### 建設業

パワーショベル、  
発電機など



### 駐車場業

駐車機械、柵、  
舗装路面、  
照明等の電気設備  
など



### 小売業

陳列ケース、  
冷蔵庫など



### 理・美容業

理美容用椅子、  
洗面設備など



### 病院・診療所

X線装置、  
医療用ベッドなど



〒570-8666

守口市京阪本通2丁目5番5号  
守口市役所 総務部 課税課  
資産税担当  
(TEL: 06-6992-1474)



〒574-8555

大東市谷川1丁目1番1号  
大東市役所 課税課 資産税グループ  
(TEL: 072-870-0419、  
072-870-0420)



〒571-8585

門真市中町1番1号  
門真市役所 総務部 課税課  
資産税グループ  
(TEL: 06-6902-5918)



〒575-8501

四條畷市中野本町1番1号  
四條畷市役所 財務部 税務課  
固定資産税担当  
TEL: 072-877-2121 (内線381-385)



## 業種別の主な償却資産

業種	主な資産の例
各業種共通のもの	舗装路面、門、塀、外構、外灯、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、受変電設備、中央監視制御装置、パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、ロッカー、キャビネット、簡易間仕切り、レジスター、金庫、内装・内部造作等（テナントの場合）、自動販売機、駐車場設備、福利厚生用設備、太陽光パネル、その他
小売業	商品陳列ケース・陳列棚、冷蔵庫、冷凍庫、その他
飲食業	接客用家具、厨房設備、カラオケ機器、テレビ、放送設備、冷蔵庫・冷凍庫、その他
製造業	製造機械、金型、旋盤等、プレス機、溶接機、グラインダー、フォークリフト（軽自動車税の対象でないもの）、その他
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機、その他
建設業	大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル等）、フォークリフト（軽自動車税の対象でないもの）、発電機、ミキサー、建築用機械、その他
理容・美容業	理容・美容用椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポール、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備、看板、その他
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療設備、ファイバースコープ等）、ベッド、その他
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、パチスロ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、カード発行機、ボウリング場用設備、その他
自動車整備業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、コンプレッサー、溶接機、ジャッキ、洗車機、その他
不動産賃貸業	門、塀、外構工事、駐車場等の舗装及び機械装置、その他
駐車場業	柵、照明等の電気設備、駐車機械、ターンテーブル、その他

## 国税との主な違いについて

項目	国税の取り扱い	固定資産税の取り扱い
償却計算の期間	事業年度	賦課期日（1月1日）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（2分の1）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
特別償却、割増償却の制度（租税特別措置法）	認められます	認められません
増加償却の制度	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
改良費	原則区分評価（一部合算も可）	区分評価
中小企業者の少額減価償却資産の損金算入の特例（租税特別措置法）	認められます	認められません

※減価償却済みの資産についても、申告が必要です。